

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	株式会社三越伊勢丹ホールディングス	コード	3099
提出日	2025/5/23	異動(予定)日	2025/6/24
独立役員届出書の提出理由	2025年6月24日に開催予定の定期株主総会において、社外役員の選任議案が付議されるため。		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）											異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	安藤 知子	社外取締役	○												○	有	
2	越智 仁	社外取締役	○												○	有	
3	岩本 敏男	社外取締役	○												○	有	
4	助野 健児	社外取締役	○												△	有	
5	松田 千恵子	社外取締役	○												○	有	
6	藤田 康介	社外取締役	○												○	新任	有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		日本、米、欧の世界有数のグローバル企業においてブランドマーケティング、営業企画、戦略人事に関する豊富な知識と経験を有するとともに、企業経営者として高い見識、経験を有しております。当社においても、取締役会にて多様な役員に基づいた有効な助言を行なうと共に、幹部会議等で意見交換を行なうとともに、当社の報酬制度等についての議論を通じて個別報酬等の実績にかかる審議を行なっておりました。監査委員会委員として独立した立場から執行役および取締役の業務執行の監査を行なうにつき、かつ当社グループを網羅する監査体制の充実に貢献をしてまいりました。
2		第三セイキマルホールディングスの経営に携わり、ステナビリティ経営を掲げ、同社のビジネスモデルを変革し、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進、M&Aによる多角な事業構造改革と事業基盤の強化に貢献してまいりました。また、経営層として幹部会議等で意見交換を行なうとともに、透明性・客観性を確立しつつ、機動的な経営体制を構築する等、企業経営に関する豊富な経験とIT・DX、ガバナンスに関する深い知識を有しております。
3		㈱ITテクノロジーズの経営に長年携わり、同社のシステム開発やグローバルブランドの確立を遂行する等、企業経営に関する豊富な経験と、IT・デジタル、グローバルビジネスに関する深い知識を有するとともに、国内外数多くの大企業の取締役を務めた経験を有するなど、幹部会議等で意見交換を行なうとともに、当社のガバナンス委員会は、候補者が有する企業経営に関する豊富な経験、知識、知見を、当社のガバナンスのさらなる高度化に貢献することを期待し、取締役候補者としました。また、一般株主と利益相反を生ずることのないことから、独立役員に指定しております。
4	助野健児の妻である富士フィルムホールディングス㈱、富士フィルム㈱、富士フィルムビジネスソリューション㈱と当社会社との間に取引がありますが、過去3年間における当社との取引額は当該各事業年度における連結売上高のいわゆる1%未満であり、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。	富士フィルムホールディングスの経営において、長年にわたり経営・経営企画部門に携わり、米国法人ではCFOを務めるなど、財務会計に関する高い見識を有しております。社長就任後は、構造的なM&Aの推進、グローバル化推進、効率的な経営の徹底、人的リソースの最大活用およびグローバルガバナンスの強化に取り組み、企業価値向上を推し進めました。社長、会長、取締役会長として当社の取締役会の執行・監督の機能強化を主導し、議論活動化を追求するなど豊富な経験を有しております。
5		金融・資本市場業務および経営コンサルティング業務を通じて豊富な経験と幅広い知識を有し、財務・コーポレートガバナンスに関する高い専門性を有しております。また、これらに基づいた企業戦略、財務戦略等を専門分野として、複数企業の社外取締役、指名委員会委員会委員長などを経験。監査委員会委員として、当社のガバナンスのさらなる高度化に貢献することを期待し、取締役候補者としました。また、一般株主と利益相反を生ずることのないことから、独立役員に指定しております。
6		長年にわたり法律事務所において弁護士として、組織においては法務担当者として、企業が直面する多種多様な金融・ファイナンス分野や国際法務等を取り扱んでまいりました。国内外企業の取引法務に加え、法務機能の構築、強化をはじめとするガバナンスの効率化を行なうなど、グローバルな法務顧問組織における法律問題として、企組織的成長を支援する多角な経験、知識、経験者としております。また、組織内さらなる経験者として、指名委員会委員、監査委員会委員として、当社のガバナンスのさらなる高度化に貢献することを期待し、取締役候補者としました。また、一般株主と利益相反を生ずることのないことから、独立役員に指定しております。

## 4. 補足説明

### 【独立社外役員の独立性基準】

当社は、社外取締役を独立役員として指定するため「三越伊勢丹ホールディングス社外役員の独立性に関する基準」を独自に定めおり、以下のいずれにも該当しない社外役員を独立役員として指定しております。

- ①当社グループの業務執行者
- ②当社グループを主要な取引先とする者またはその業務執行取締役、執行役、支配人
- ③当社グループの主要な取引先とする者の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用者である者
- ④当社グループの主要な借入先の業務執行者
- ⑤当社グループから役員報酬以外に、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けているコンサルタント、会計専門家、法律専門家など
- ⑥当社の発行済株式の5%以上以内の株式を保有している株主またはその業務執行者
- ⑦当社の親会社の取締役またはその子会社の取締役または監査役
- ⑧上記①から⑤の配偶者またはその他の親族

※なお、②③の「主要な取引先」とは、「当社と当該取引先の連絡ベースの年間取引額が、過去3年間において一度でも商あいいずれかの連絡ベースの年間総取引額の1%を超える取引がある取引先」を、「④の「主要な借入先」とは、「当社グループの借入金残高が、事業年度末において当社の連結総資本の2%を超える借入先」を、「⑤の「一定額」とは、「過去3年間において1千円以上」を意味します。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についての項目

a. 上場会社又はその子会社の監査執行者

b. 上場会社又はその子会社の非常勤執行取締役

c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非常勤執行取締役

d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）

e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h. 上場会社から役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i. 上場会社の親会社（当社の親会社とある場合は、当該法人の業務執行者）

j. 上場会社の取引先（当社の取引先とある場合は、当該法人の業務執行者）

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上の～の各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者は各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することになりますので、速やかに至延の上場会社担当者までご連絡ください。